

# 議会運営委員会行政視察報告書

## 1 視察期間

平成 25 年 8 月 8 日から平成 25 年 8 月 9 日まで 2 日間

## 2 視察都市

- (1) 千葉県柏市
- (2) 東京都多摩市

## 3 参加者

鈴木喜文委員長、川崎和子副委員長、草地博昭委員、室田大委員、寺田幹根委員、松野正比呂委員、高梨俊弘委員、増田暢之委員、山田安邦委員、鈴木昭二議長、岡實副議長

随員 門奈秀昭参事兼事務局長補佐

随員 吉筋達也議事係長

## 4 視察事項

- (1) 市の概況について（2 市）
- (2) 議員間討議の実施要領等について（2 市）
- (3) 議員（委員会）提案による政策条例の制定について（柏市）
- (4) 議場設備の概要について（柏市）
- (5) 文書質問の実施要領等について（多摩市）
- (6) 議会基本条例第 9 条（決算・予算の連動、市長等が執行した事業等の評価）の実施概要について（多摩市）

## 5 考察

次のとおり

## 柏市 人口：404,949人・面積114.9㎢（平成25年4月1日現在）

### 1 議員間討議、議員提案による政策条例、議場設備

#### (1) 議員間討議

柏市議会の議員間の自由討議は、議員提案による政策条例の制定が引き金となり、実現された。

自由討議の対象となる議案は、議員提出議案・委員会提出議案・予算組み替え動議等の審議等で、時間（過去の実績では1時間程度）・回数・人数等は制限されていない。議員提出議案の議事は、説明・自由討議（質疑を含む）・採決となり、討論は行わず採決が行われる。また、答弁は、提出議員のうち誰が行ってもよく、質疑者が答弁者を指名しても拘束しないとされている。

自由討議は、議案等提出議員とその他の議員による自由闊達な討議となるため、提出者（答弁者）は、徹底的に勉強して臨まれている。

#### (2) 議員（委員会）提案による政策条例

「柏市がん対策基本条例」は議員23人が、「柏市自殺対策推進条例」は議員14人が提出者となり、上程・成立された。

条例制定の契機は、超党派議員による勉強会を契機に、議員提案による条例制定を目指すこととなり、若手中心のワーキンググループによる視察・勉強会を行い、議員間で議論を重ね、条文を練り上げ策定された。

議員提案条例の意義は、政治的なイニシアティブ（他分野にまたがる施策を必要とする課題への対応）、意思決定機関の機能強化（条例制定後の議会への報告義務）、議員による条例周知とされ、国の基本法がある中での条例制定、議員・超党派議員による政策条例の制定について留意された。効果は、市民へのアピール、執行部への影響（議会重視）、問題・課題に詳しい議員の誕生、議会改革の加速などあげられた。

会派・議員の政策条例等作成のための環境整備として、議員提案の意義を踏まえ、執行部との調整の可否は、賛成多数で可決されると予想するもの・執行部が法規審査を行ってよいと認めたものは、法規審査支援を行い、執行部が法規審査を行わず、議会事務局でも法規審査ができないものは、民間法規審査機関を紹介されている。

#### (3) 議場設備

その他特記すべき議会改革として、議場システムのリニューアルにより、資料表示システムや電子採決システムを導入し、透明性を高めた市民にわかりやすい議会が実現さ

れている。資料表示システムは、書画カメラ・パソコンを利用し、大型スクリーンに質問・答弁の補足資料の投影が行われている。また、電子採決システムは、議案等の採決を押しボタン式投票システムにより行い、個人の賛否は、スクリーンにリアルタイムに表示されている。

## 2 考察

柏市議会の議員間討議は、議員提案による政策条例が積極的に行われることにより、経験が高められている。議会は合議体であり、議員個人のパフォーマンスによるのではなく、信頼関係を構築しながら、議員同士のダイナミックな議論を通じて政策をまとめ上げていくことが議会に求められている。自らの意見・考えを積極的に述べ、他の議員の意見にも耳を傾け、議員間で討議を尽くすことにより、論点を明確にし、結論を導き出すことを継続することにより、質の高い討議が行われていくことになると考えられる。また、会派・議員の政策条例等作成のための環境整備については、執行部に一定の拒否権を与えた上での執行部支援などの申し合わせ事例も大変参考となった。

議会改革は単発的なものではなく、実行と継続と改良の連続である。柏市議会は、現任期中に議会基本条例は制定しないこととされているが、議員提案による政策条例の制定、透明性を高め市民に分かりやすい議場設備などさまざまな議会改革及び議会の活性化に取り組み、全国の市議会から多くの視察を受け入れている。磐田市議会においても、今後、議会基本条例の規定事項の一つひとつを実施し、議会改革及び議会の活性化を進めていきたい。

---

## **多摩市 人口：145,950人・面積21.08km<sup>2</sup>（平成25年4月1日現在）**

### 1 議員間討議、文書質問、決算・予算の連動

#### (1) 議員間討議

多摩市議会の議員間討議は、ルールは策定していないが、常任委員長の采配により、議事の中で行い会議録にも残されている。常任委員会での審査は、質疑・議員間討議（意見交換）・討論・採決となり、議員間討議の間も執行部は退席せずに行われている。なお、本会議場で議員間討議を実施したことがあるが、議席が横並びであることからうまくいかず、常任委員会では実施されている。

## (2) 文書質問

文書質問は、定例会と定例会の間に次の定例会まで緊急性があり待てない場合に行われる。(現在まで要件に合う質問はなく、一度も行使されていない。)また、当局からの答弁は、全議員が共有するものとされている。

## (3) 決算・予算の連動

決算と予算を連動させるため、予算決算特別委員会を6月議会で設置し、翌年3月議会最終日まで存続させている。特別委員会の運営方法は、理事会で協議し、7月から8月までの間に分科会で着目する事業を決め、その後、現地視察や協議を行い、分科会当日を迎える。決算・予算の連動は、執行部が決算書・予算書とともに決算カルテ・予算カルテを提出することとなり、このような対応がとれるようになった。

## 2 考察

多摩市議会の議員間討議は、冒頭、出来ているというより目指していこうとしている、との説明があった。しかし、議員間討議により、議員・会派により意見の違いがあるが、互いの意見をよく知ることができ、例えば陳情に対しては、更に必要な調査を行おうとするなど、委員会活動が活性化していることは、その効果であると思われた。

文書質問は、地方自治法・会議規則などによる規定はなく、また、法令上の禁止規定もないため、議会基本条例の規定により制度化するものである。この実施のため運用方法を協議する本市議会においては、「多摩市議会議員の質問及び市長等の反問に関する規程」等の資料は、参考となるものであった。また、多摩市議会では、現在まで要件に合う質問はなく、一度も行使されていないとのことから、今後、協議事項となる文書質問の時期・内容等については、執行部との調整を含め十分な協議が必要と思われた。

決算・予算の連動は、議会基本条例に規定された事項であり、決算と予算を連動する取り組みとして、議会による行政評価が行われている。決算審査に当たっては、市長等が執行した事業等の評価を行い、予算に反映させるため議会の評価を明確に市長に示している。本市議会においても、決算・予算の連動をどのように行っていくかが課題と考えられた。